

オフィスビル建設支援補助金

市内中心部の賃貸用オフィスが不足している状況を踏まえ、新しい賃貸用オフィスの供給を促し、企業の立地を図ることを目的に、一定規模のフロア面積を有する賃貸用オフィスを整備し提供する事業を行う方に対し、助成を行います。

1) 補助対象となるビルの要件

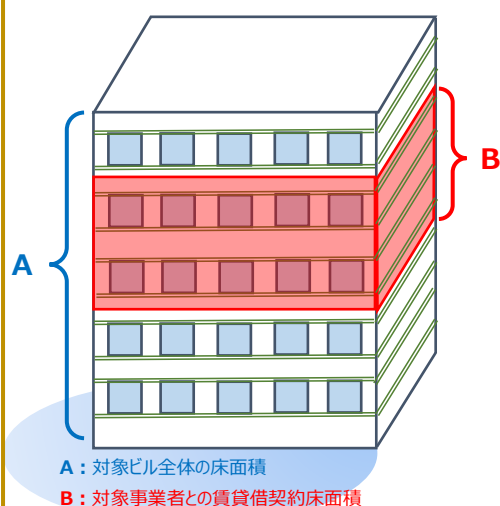
- ◆熊本市中心市街地活性化基本計画において位置づけられている中心市街地又は隣接地域に新築または建替えるビルであること（改装は除く）
- ◆共用部分を除き、1 階層当たり 500 平方メートル程度、全体で 3,000 平方メートル程度の規模以上の賃貸用オフィスを有すること
- ◆熊本市企業立地促進補助金の対象事業者（以下「対象事業者」）に対し賃貸すること
- ◆市が求めるビルの仕様を満たしていること

市が求める仕様例：

- ・OA フロア化を行った上で、天井高 2.7m 以上であること
- ・無柱空間が形成されていること
- ・専用部分が形成されていること
- ・24 時間セキュリティ設備が導入されていること
- ・各フロアに個別空調が設けられていること など

2) 補助対象経費及び補助期間

$$\text{土地・建物の固定資産税及び都市計画税の年税額} \times \frac{\text{B (対象事業者との賃貸借契約床面積)}}{\text{A (対象ビル全体の床面積)}} \times \frac{\text{契約月数}}{12 \text{ 月}}$$



A : 対象ビル全体の床面積

B : 対象事業者との賃貸借契約床面積

- ◆補助対象経費：土地・建物の固定資産税及び都市計画税の年税額

- ◆補助期間：3 年間

- ◆上 限 額：5,000 万円

- * オフィスビル建設者が対象ビルの敷地を所有していない場合は、土地に係る固定資産税及び都市計画税は補助対象経費になりません
- * 固定資産税について、償却資産に係るものを除きます
- * 対象ビル全体の床面積に対し、対象事業者との間に賃貸借契約を締結している床面積が補助対象となります
- * 建設工事着手前に市との間で対象ビルの建設及び企業立地に関する協定を締結する必要があります。

3) お問い合わせ・申請先

熊本市 経済観光局 産業部 企業立地推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

TEL : 096-328-2386 FAX : 096-324-7004

Emil : kigyouritti@city.kumamoto.lg.jp